

土浦市役所における新型コロナウイルス感染症 集団感染発生の対応状況等報告書

令和2年12月18日
土 浦 市

【 目 次 】

- 1 職員の感染症発生状況と対応
- 2 土浦市役所の今後の対応策
- 3 一般社団法人土浦市医師会からの助言
- 4 土浦保健所からの指導

1 職員の感染症発生状況と対応

(1) 発生状況(集団感染に係る職員)及び感染拡大の要因

ア 発生状況

	所属		診断確定日 (日付順)
	部名	課名	
1 例目	建設部	道路管理課	11月15日
2 例目	建設部	公園街路課	11月16日
3 例目	都市産業部	都市計画課	11月17日
4 例目	都市産業部	建築指導課	11月17日
5 例目	都市産業部	建築指導課	11月17日
6 例目	建設部	住宅営繕課	11月17日
7 例目	建設部	道路管理課	11月17日
8 例目	建設部	道路管理課	11月17日
9 例目	建設部	道路建設課	11月17日
10 例目	総務部	管財課	11月17日
11 例目	建設部	公園街路課	11月17日
12 例目	建設部	公園街路課	11月17日
13 例目	建設部	公園街路課	11月17日
14 例目	建設部	公園街路課	11月17日
15 例目	教育委員会	スポーツ振興課	11月17日
16 例目	総務部	総務課	11月18日
17 例目	市民生活部	市民活動課	11月18日
18 例目	建設部	公園街路課	11月18日
19 例目	建設部	公園街路課	11月19日
20 例目	都市産業部	農林水産課	11月19日
21 例目	都市産業部	建築指導課	11月20日

イ 感染拡大の要因

調査の結果、11月6日に会食を行った職員6名のその後の勤務が、職場内の感染につながったものと推定された。この6名の中には体調不良で休暇を取った後に症状が改善したとして出勤した者と無症状のため出勤を続けていた者がいたことから、出勤した11月9日から13日の間に他の職員へ感染が広まったと考えられる。

また、会食をした職員の所属フロア及びその周囲に感染者が集中していることを考えると、共有物や共有スペースにおける飛沫・接触感染により感染が広まった可能性が高いと考えられる。

(2) 土浦市役所の発生時対応

ア 執務室の閉鎖、職員の自宅待機

11月16日(月) ①4階フロア 市民の立ち入り禁止。(～11月30日まで)

②4階職員は部長・課長・係長を除き、全員自宅待機。

(～11月30日まで)

12月1日(火) 土浦保健所の指導により4階フロアの通常業務を再開。

イ 庁舎等の消毒

① 通常時の消毒作業について

毎日、各部署の職員において、次亜塩素酸ナトリウムを使用して執務室内やカウンターの消毒作業を実施。

② 感染発生時に追加して行った消毒作業について

感染者の所属する部署

当該部署の職員により、11月16日に、机の引き出しや椅子の背もたれ、電話機や打ち合わせスペース等、感染者が使用した場所について通常時より更に入念に、次亜塩素酸ナトリウムを使用して消毒作業を実施。

本庁舎全体

11月18日及び11月30日の業務終了後に以下のとおり実施。

- ・感染者の所属する部署の執務室と議会エリア、共用部分(トイレ、更衣室、リフレッシュコーナー等)は、業者により濃度70%以上の消毒用エタノールを使用して消毒作業を実施。
- ・感染者の所属していない部署の執務室、カウンター等は、職員により次亜塩素酸ナトリウムを使用して消毒作業を実施。

公用車(本庁舎職員が主に使用しているもの)

11月16日以降、各所管部署職員によりアルコール除菌シートを使用して消毒作業を実施。

ウ 職員等のPCR検査状況

職員への感染状況を把握し、これ以上の感染拡大を防止する緊急措置として、本庁舎勤務職員等にPCR検査を実施した。

11月16日(月)	160人
17日(火)	7人
18日(水)	70人
19日(木)	414人
20日(金)	80人
合計	731人

PCR検査総数	731人
陽性者数	7人
陰性者数	724人
(医療機関判明14人を除く)	

エ 市民対応

- 11月22日(日) 市民コールセンターの拡充
- 11月27日(金) 防災無線による注意喚起

オ 4階業務の窓口体制

- 11月16日～24日 電話での窓口対応
- 11月25日～30日 オンライン窓口対応

カ 職員の職場復帰

発症から14日を経過し、医療機関及び保健所の指導の下、体調が改善した職員から産業医との面談を行い、状態を確認した上で最終的な勤務再開日を決定することとした。

なお、決定にあたっては治療の経過を踏まえ一定の経過観察期間を設けることとした。

2 土浦市役所の今後の対応策

令和2年11月27日土浦市新型コロナウイルス感染症対策本部において、本庁舎安全衛生委員会より「土浦市役所における新型コロナウイルス感染症患者クラスター発生に係る対応策」が提出された。

協議の結果、本市職員の新型コロナウイルス感染症の対応策を、次のとおり決定した。

◎ 新型コロナウイルス感染拡大再発防止策

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する正しい認識とその感染予防策（職員の意識強化）
- (2) 職員に感染が疑われる又は感染者等が判明した場合の対応策（勤務の承認の判断基準の明確化）
- (3) 職場における感染拡大再発防止に向けた具体的な対応策（職場環境のチェック）

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する正しい認識と その感染予防策(職員の意識強化)

ア コロナウイルスとは

コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群 (SARS)」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群 (MERS)」ウイルスがあり、現在流行しているのが「新型コロナウイルス (SARS-CoV2)」である。

ウイルスは自分自身で増えることができず、粘膜などの細胞に付着して入り込み増えていく。健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われており、表面についたウイルスは時間がたてば壊れるが、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われている。

流水と石けんでの手洗いや手指消毒用アルコールによってウイルスの感染力を失わせることができる。

イ どのように感染するのか

現時点では、飛沫感染(ひまつかんせん)と接触感染の2つが考えられる。

① 飛沫感染

感染者の飛沫(くしゃみ、咳(せき)、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染する。

※感染を注意すべき場面：屋内などで、お互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごすとき。

② 接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れることで周りの物に感染者のウイルスが付き、未感染者がその部分に接触し、ウイルスが目や鼻、口から入ることにより感染する。

ウ 感染予防策について

感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染である。①人と人との距離をとること (Social distancing; 社会的距離)。②外出時はマスクを着用すること。③家の中でも咳エチケットを心がけること。④家やオフィスの換気を十分にすること。⑤十分な睡眠などで自己の健康管理をしっかりとすること等, 自己のみならず, 他人への感染を回避するように徹底することが必要である。

また, 閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば, 咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあると言われている。

無症状の者からの感染の可能性も指摘されており, 油断は禁物である。

これらの状況を踏まえ, 「3つの密 (密閉・密集・密接)」の回避, マスクの着用, 石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒, 咳エチケットの励行が必要である。

(2) 職員に感染が疑われるまたは感染者等が判明した場合の対応策(勤務の承認の判断基準の明確化)

職員に感染が疑われる又は感染者等が判明した場合の対応について、次の手順で対応することとする。

ア 感染が疑われる場合の対応

- ① 所属長は、所属職員から出勤前等の検温で発熱しているまたは体調不良の連絡があった場合、速やかにかかりつけ医の受診及び結果の報告を指示する。
- ② 所属長は、人事課へ報告する。
- ③ (9頁「職員に感染者等が判明した場合の対応基準」2～4に該当する場合)
PCR検査を積極的に受けるよう指示し、陰性だった場合は、14日間の自宅待機後出勤とする。但し、状況を検証し、期間を短縮することができる。
- ④ (9頁「職員に感染者等が判明した場合の対応基準」5, 6に該当する場合)
受診時の医師の指示または所属長の確認により、自宅待機または出勤(分散勤務)とする。

イ 感染者等が判明した場合の対応

- ① 所属長は、人事課へ報告する。
- ② 人事課は、「濃厚接触者と疑われる者」を判断し、速やかに自宅待機とする。
濃厚接触者の判断については、陽性が確認された者の席の両脇及び正面の席の者を基本に、所属長の周辺職員への聞き取りにより「新型コロナウイルス感染症 診断の手引き 第3版」を参考に判断する。
- ③ 土浦保健所の指示に従う。

「新型コロナウイルス感染症 診断の手引き 第3版」(抜粋)

濃厚接触者の定義

(省略)

- ・手で触れることのできる距離(目安として1m)で、必要な感染予防策なしで「患者」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染症を総合的に判断する)

ウ その他

感染が疑われる者の出勤が判明した場合には、所属長は直ちに当該職員を自宅待機させるとともに、必要に応じて市長に報告し、感染が判明した場合は、直ちに新型コロナウイルス感染症対策本部を開催する。

(次頁「職員に感染者等が判明した場合の対応基準」2～4に該当する場合)

職員に感染者等が判明した場合の対応基準

区分		基本的な対応	
1	職員の感染が判明した場合 ※感染の疑われる段階では、本人及び濃厚接触者と思われる者は自宅待機とする。	※本人の対応は保健所の指示 ⇒行動範囲内の消毒の実施・臨時閉庁 ※消毒が終了するまでの期間	
2	職員の家族の感染が判明した場合	(まずは)自宅待機	①職員本人の陽性が判明した場合(本人の対応は保健所の指示) ⇒ 上記1へ
			②職員本人は陰性または感染状況不明 ⇒ 14日間の自宅待機後出勤 ※14日間については、状況を検証し、期間短縮
3	職員が濃厚接触者の疑いがある場合	(まずは)自宅待機	①職員本人の陽性が判明した場合(本人の対応は保健所の指示) ⇒ 上記1へ
			②職員本人は陰性または感染状況不明 ⇒14日間の自宅待機後出勤 ※14日間については、状況を検証し、期間短縮
4	職員の家族が濃厚接触者の疑いがある場合	(まずは)自宅待機	①家族の陽性が判明した場合 ⇒ 上記2へ
			②家族が陰性であった場合 ⇒ 自宅待機解除
5	職員に風邪などの症状がある場合	医療機関を受診して所属長に報告 ⇒医師の指示により自宅待機または出勤(分散勤務)	
6	職員の家族に風邪などの症状がある場合	家族に体調不良者がいることを所属長に報告 ⇒所属長が健康状態を確認して出勤を判断(分散勤務)	

閉庁・自宅待機の期間は産業医と相談し判断する。

(3) 職場における感染拡大再発防止に向けた具体的な 対応策(職場環境のチェック)

ア 環境

換気	<ul style="list-style-type: none"> ○十分な換気がされているか確認。 <ul style="list-style-type: none"> ・窓が開かない会議室等の個室は，ドアを開ける等の必要な換気を行う。 ・各会議室の広さに合わせて収容人数を制限する。 ・庁舎出入口を開放する。 ○二酸化炭素濃度を目安にする。 <ul style="list-style-type: none"> ・中央管理システムで管理。
湿度管理	<ul style="list-style-type: none"> ○一定湿度に保つよう努める。 ○冬季は，加湿器（サーキュレーターの兼用が望ましい）を活用する。 ○湿度計を置いて十分な湿度が保たれているか目視確認する。 ○マイボトルを準備し，こまめに水分を補給する。

イ 共有物・共有スペースの対策

	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の動線の確認。 ○ハンドソープ等の必要物品の管理・補充。（エリア別担当部署を割り振り，全庁的に取り組む。）
更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・季節により更衣室の利用者が増加。 ・朝夕は密になる危険性が高いことから，次の例のような対策を行う。 <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業着出勤を認める。出勤時間の分散化。 アルコール消毒液の設置(入室前後の手指消毒)。 会話の制限（マスクをして最低限）。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンドソープを設置し，効果的な手洗いを励行する。（手洗いポスターの掲示） ・個室内に消毒液を設置する（便座の消毒等）。 ・化粧や歯磨きの時，マスクを外すため，会話を控える。

	<ul style="list-style-type: none"> ・歯を磨く際の飛沫に注意し、人同士の距離をとる。(1m以上) ・ふたを閉める。
食堂・リフレッシュコーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い及び消毒をした上で利用する。 ・ハンドソープ、アルコール消毒液を設置し管理する。 ・テーブルとイスは清潔に使用する。 ・和室スペースは人数制限をする等、3密対策を行う。 ・会話の制限（マスクなしでの会話は控える）。 ・隣り合う者同士での会話が多いため、座席の配置を工夫する。（一方を向く効果<隣り合う方との会話のリスク） ・十分な距離が取れる座席の配置（目安1m）を検討する。 ・滞在時間を短縮する。
共有物	<ul style="list-style-type: none"> ・誰が、いつ、どのように消毒するか決めておく。（コピー機・パソコン・電話・公用車等）

ウ 飛沫防止対策

正しいマスクの装着	<ul style="list-style-type: none"> ○執務中はマスクを正しく装着する。 ○マスクを外しての会話は厳禁。 ○マスク着用の例外を認める場合を明確化する。 <p>例) ・体質上マスクを装着できない場合、他の方法を検討</p> <p>→フェイスシールド、マウスシールド等</p>
アクリル板の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間にわたる手続き・相談・会議等ではアクリル板等の活用を図る。 ・アクリル板は、飛沫が付着しているため、拭き取り消毒を行う。

エ 予防的な勤務体制

効果的な分散配置	<ul style="list-style-type: none"> ○目標3割減 ・人数を減らすだけでなく、グループ分けし一定期間の交代制にする。
オンラインの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・電話、メール、WEB会議等の活用。
在宅勤務	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの活用。

家族の状況	<p>○職員の勤務について、休暇や復帰の対応基準を定める。</p> <p>(職員に感染者等が判明した場合の対応基準) 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族が感染者の場合 ・濃厚接触者の場合 ・風邪症状がある場合
-------	---

オ 職員自身の健康管理及び症状がある職員への対応

職員自身の健康管理	<p>○出勤前に検温を実施するように努め、必要に応じて毎日記録して健康管理に努める。</p>
対応基準	<p>○出勤前に発熱や体調不良があった場合は、直ちに所属長に連絡を入れる。</p> <p>※発熱及び体調不良の基準については、土浦市集団検診の「重要!!必ずお読みください」から抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱 (平熱より高い体温, あるいは体温が 37.5℃以上を目安) ・体調不良 (咳, 呼吸困難, 全身倦怠感, 咽頭痛, 鼻汁, 鼻閉, 頭痛, 関節・筋肉痛, 下痢, 嘔気, 嘔吐, 味覚障害, 嗅覚障害など) <p>○症状に応じ定められた対応基準により、勤務を制限する。</p> <p>○行動歴の報告 (早急に報告できるように、行動歴の様式を事前に全職員に配付し日頃から記録するよう促す)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体調不良者へは産業医が受診勧奨をする。 <p>○退院後の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの陰性が確認され退院された後の4週間は、手洗いなどの一般的な衛生対策を徹底し毎日、体温測定を行い、発熱 (37.5℃以上) の有無を確認する。 ・咳や発熱などの症状が出た場合は、速やかに受診相談センターに連絡し、その指示に従い、外出時には必ずマスクを着用して、必要に応じて医療機関を受診する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・受診相談センターへの連絡及び医療機関の受診にあたっては、あらかじめ新型コロナウイルス感染症で入院したことを連絡する。 <p>○感染後の職場復帰の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終的な勤務再開日は、産業医との面談により状態を確認した上で決定する。治療の経過を踏まえて、一定の経過観察期間（在宅勤務や自宅待機等）を設ける。
--	---

カ サーベイランス(監視制度)※マニュアルの作成

連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱等の症状があった場合の連絡体制を定める。 ・対応基準による。
情報の集約と共有	<ul style="list-style-type: none"> ・各課の休暇人数、発熱者、体調不良者（風邪症状、味覚障害等）について、情報収集システムの仕組みづくりを検討。
消毒、閉鎖（多職員との接触の回避）	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの作成と周知。

キ 職員への感染予防に伴う啓発及び注意喚起等

通常時	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防対策（手洗い、マスク等） <p>例）文書で通知，トイレ，食堂等各箇所へポスター掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偏見や人権擁護への対策を行う。 <p>例）職員への周知，人事課の相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課の衛生担当者への産業医研修を実施する。 ・職場巡視を実施する。
ステージに応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ステージ別の職員の行動制限を設ける（会食の制限も含む） <p>例）当面の間，職員同士の会食は禁止する。その他の会食も4人以内までとする。</p>

3 一般社団法人土浦市医師会からの助言

日本における感染者のデータを用いた分析では、感染者の約80%が二次感染を引き起こさなかったことが示されている。一方で、ごく一部の感染者は多くの人に感染させ、クラスターを形成している。つまり、クラスターが形成されなければ感染の連鎖は維持されないことになる。そのため、クラスター形成の機会を減らすことができれば、COVID-19の感染拡大を相当程度抑えることが可能であると考えられている。

今後の再発防止に向けては、職員個々の基本的な感染対策の徹底と、人事部局による職員のコロナ感染対策管理の徹底、感染対策と業務継続の両立への職場環境整備。また、感染者の円滑な職場復帰に向け、産業医との十分な相談と連携を図り、なお一層の対応を願う。

なお、今回の市職員クラスターの発生に際しては、保健所の疫学調査に頼ることなく、感染拡大封じ込めのための検査を独自に行い、無症状感染者を洗い出したこと、また、人事部局においては、症例の行動歴をさかのぼって把握する状況調査を行ったことについて評価する。

令和2年12月18日

一般社団法人 土浦市医師会長

小原 芳道

4 土浦保健所からの指導

令和2年11月に発生した土浦市役所に関連する新型コロナウイルス感染症集団発生においては、市自らが迅速に職員のPCR検査を実施いただき、ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症の伝播経路としては、最も重要なのは飛沫感染であり、このため全員によるマスクの正しい着用が最も重要です。また、本報告には記載がありませんがエアロゾル（マイクロ飛沫）感染も起こりえるので、換気が重要となります。

我が国でこれまでに起こった職場のクラスターの分析では、勤務時間内の感染もありますが、むしろ初めは休憩時間中や勤務時間終了後の会食の際の気の緩みによる感染が、職場に持ち込まれて広がる事例が重要とされています。職場関係者との会食時においても、「会話の際にはお互いにマスクを着用する」「食事や飲酒の際には会話をしない」「大人数や長時間による会食は行わない」という原則を徹底するとともに、このような事項が守れない会食には参加しないことが必要です。

また、店については「いばらきアマビエちゃん」に登録した事業者を選んでいただくとともに、来店時には利用者としてのご登録をお願いします。

令和2年12月18日

土浦保健所長

緒方剛